

中国籍の方の搭乗方法：

(1) 日本から直行便で中国へ行く場合

搭乗前3日以内に指定検査機関にて、規定の陰性結果証明（紙媒体）を取得し、搭乗時に、その原本を示し、そのコピーを航空会社に提出してください。“HS”マーク付の安全健康コード（緑色健康碼）等は提示する必要がありません。

(2) 日本から第三国・地域を乗継・経由して中国へ行く場合

搭乗前3日以内に指定検査機関にて、規定の陰性結果証明（紙媒体）を取得してください。証明取得後12時間以内に、感染症予防健康コード国際版ミニプログラム「申報入口B」で個人情報を申告し、更に陰性結果証明書を写真に撮ってアップロードしてください。中国大使館・総領事館のチェック完了後、“HS”マーク付の安全健康コード（緑色健康碼）が申請者に付与されます。事前にはかならずミニプログラム中のPCR検査証明申告に関するQ&Aを確認してください。安全健康コードの有効期間内に経由便に搭乗し、航空会社のチェックに協力するようにしてください。

重要事項

- (1) 指定検査機関の受付時間、検査費用、検査結果までにかかる時間等は状況に応じて変更が生じる恐れがあり、詳細については各機関までお問い合わせ・事前予約をしてください。PCR検査受診の際は、検査機関に対し中国大使館・総領事館規定の検査証明発行を希望する旨を申し出てください。指定検査機関に関し増減等変更・更新が見込まれています。大使館・総領事館のお知らせをこまめに確認し最新の情報を入手してください。
- (2) 指定検査機関リスト及び証明見本は、運行中の中国-日本路線を持つ全ての航空会社に提供済みです。リストにない任意の検査機関を受診しないでください。日本から直行便で中国に行く方は、チェックイン手続時、PCR検査陰性証明原本及びコピーを航空会社に提示し、《駐日本大使館・総領事館 PCR 検査機関リスト》内の検査機関番号を教えてください。PCR検査証明を偽造した場合、法律に基づき相応の責任を負うこととなります。
- (3) 日本から出発し第3国・地域を乗継・経由する場合に、関係書類の準備が間に合わず旅程に支障をきたすことがないように、申請者はできる限り週末・祝日前の平日15:00前までに申請をお願いします。緊急な事態が発生した場合、所在地を管轄する大使館・総領事館までご連絡ください。